

こども園登園許可証

園名 くほんじこども園

園児名

保護者氏名

下記の疾患で平成 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはない(症状が安定した)と判断したので、平成 年 月 日より登園してよいことを証明します。

該当疾患に○	疾患名	出席停止期間の基準(厚生労働省、保育園における感染症ガイドラインによる) 以下の基準に基づき医師が判断する
	溶連菌感染症	抗生剤服用開始後 24～48時間経過していること
	感染性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり普通の食事ができること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと (ただし、元気がない・だるさを伴う時は休むこと)
	ヘルパンギーナ	発熱が泣く(解熱後1日以上経過し)普通の食事ができること
	手足口病	発熱が泣く(解熱後1日以上経過し)普通の食事ができること
	ヘルペス性菌肉口内炎	発熱が泣く、よだれが止まり、普通の食事ができること
	突発性発疹	解熱後1日以上経過し全身状態が回復するまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部分が被覆できる程度のものであること (ジュクジュクした状態が治り患部が乾燥するまで)
	水いぼ(伝染性軟属腫)	掻きこわし傷からにじむ液がでているときは被覆すること
	その他の感染症()	

園生活における
注意事項

()